

挑戦！まつだマイスター検定

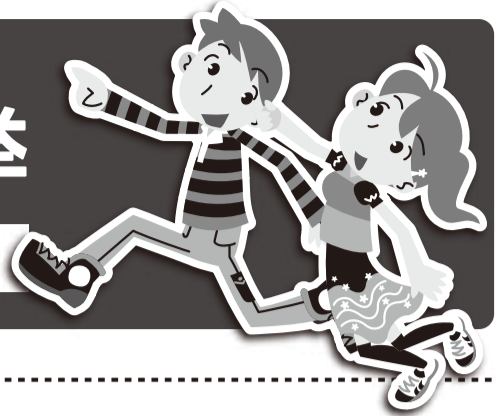
まつだ桜まつり期間中、子どもの館には、西湘地区最大の「あるもの」が展示されています。それは何でしょうか(答えは次号)。

4/7(日)

未来を創るため、投票であなたの声を届けましょう！

県知事・県議会議員選挙

投票時間 午前7時～午後8時 開票時間 午後9時～(町体育館)



県知事選挙と県議会議員選挙が4月7日(日)に行われます。松田町で投票できる方は、平成13年4月8日以前に出生した方で、町内に住所を有する方です。最近、転出や転入をされた方の投票場所は、下表のようになりますのでご確認ください。

なお、松田町で投票ができる方には、「投票所入場券(圧着はがき)」を3月中旬頃に各世帯へ郵送しますので、投票の際にお持ちください。住みよい地域づくりと未来のために、「あなたの大切な一票」を忘れずにご投票ください！

【問い合わせ】町選挙管理委員会(総務課内) ☎(83)1221

投票できる方 (平成13年4月8日までに生まれた)方

最近、松田町に転入届や転出届を出された方は、その時期により投票場所が異なりますので、下表をご確認ください。

【県内の市町村から松田町へ転入された方】

松田町へ転入届を提出した日	前住所地から転出した日(実際に異動した日)	投票できる市区町村
平成30年12月28日以前転入届	平成30年12月28日以前	松田町
平成30年12月29日以降転入届	平成30年12月7日以降に転出 前住所地の選挙人名簿に登録のある方	前住所地「引き続き証明書」が必要(※)
	平成30年12月6日以前 前住所地の選挙人名簿に登録のない方	投票できません

【松田町から県内の市町村へ転出された方】

松田町から実際に転出した日	新住所地に転入届を出した日	投票できる市区町村
平成30年12月6日以前	平成30年12月28日以前	新住所地
	平成30年12月29日以降	投票できません
平成30年12月7日以降	平成30年12月28日以前	新住所地
	平成30年12月29日以降	松田町の選挙人名簿に登録のある方 前住所地「引き続き証明書」が必要(※) 松田町の選挙人名簿に登録のない方 投票できません

※ <引き続き証明書>

転入または転出時などに、申し出により発行されるA4サイズの証明書になります。投票の際は、市区町村が発行する「引き続き証明書」をご提示いただくか、「引き続き証明書」がない場合は引き続き県内に住所を有することについての確認を受けることが必要になりますので、ご注意ください。なお、「引き続き証明書」は、県内の最寄りの市町村窓口にて交付を受けることができます。

【神奈川県外から松田町へ転入された方】

松田町へ転入届を出した日	投票できる市区町村	投票できる選挙名
平成30年12月28日以前	松田町	県知事および県議会議員選挙
平成30年12月29日以降	—	投票できません

【松田町から神奈川県外へ転出された方】

県内に住所がないため、投票できません。

投票方法

県知事選挙および県議会議員選挙では、それぞれの投票用紙に投票したい候補者1名の氏名を自書します。書き間違いのないようご注意ください。

期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などで選挙当日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

【期日前投票所】

場所 松田町役場1階1AB会議室

時間 午前8時30分～午後8時

※次の時間帯は1階の出入口をご利用ください

(平日) 午後5時15分～午後8時

(土日) 午前8時30分～午後8時

期間 ※選挙により異なります

県知事選挙 3月22日(金)～4月6日(土)

県議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)



不在者投票

不在者投票の主な対象は、「選挙当日に投票できない方で、上記の期日前投票を利用できない方」です。該当する主な事例は、次のとおりです。

1 滞在先(町外)の選挙管理委員会における投票

滞在地から、松田町の選挙管理委員会に投票用紙をご請求ください。交付を受けたら、滞在地の選挙管理委員会へお持ちになり、不在者投票をしてください。

2 病院などにおける投票

県の選挙管理委員会が指定した病院などに、入院・入所中の方が対象です。入院・入所先で申し込み、不在者投票をしてください。

3 郵便による投票

身体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方に限る)と、介護保険法の区分が要介護5である方で、町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けた方は、郵便による不在者投票ができます。

ただし、郵便による不在者投票を希望する方は、4月3日(水)までに投票用紙を請求してください。期日を過ぎると不在者投票ができませんのでご注意ください。

また、郵便等投票証明書の交付を受けていない方は、至急ご連絡ください。

投票所 (投票所入場券に記載されている投票所でのみ、投票できます。お間違いのないようお願いします。)

投票区	投票所	投票区域(自治会)
第1	町立公民館展示ホール	河内・中丸・中央・仲町・谷戸
第2	松田小学校家庭科教室	新松田・中沢・沢尻・谷津・宮前 かなん沢・中里・城山
第3	町体育館	町屋・店屋場・仲町屋
第4	神山地域集会施設	神山・茶屋
第5	萱沼地域集会施設	萱沼
第6	寄中学校屋内運動場	弥勒寺・中山・大寺宮地(宮地地区)
第7	宇津茂地域集会施設	土佐原・宇津茂・大寺宮地(大寺地区)
第8	虫沢地域集会施設	虫沢田代
第9	湯の沢児童センター	湯の沢